

## 令和元年度 ニホンザル管理事業実施計画について

## 1 群れ管理の計画の概要

群れ名	関係市町村	カウント頭数 (注1)	カウント後 H31.3月末 捕獲数等 (注2)	各群れの管理 の考え方	目標頭数	個体数 調整目的 (R1)	R1 捕獲 計画数	捕獲 方法	追い上げ先 目標エリア
S	小田原市 箱根町 南足柄市	5	1	除去 R1 (注4)	0頭	管理困難な 群れの除去	4 (注3)	はこわな 囲いわな くくりわな 麻醉銃 銃器	—
H	小田原市 真鶴町	31	1(2)	生息域、規 模を管理 (注5)	30頭	適正配置 群れ縮小	4	はこわな 銃器	白銀林道周 辺
T1	湯河原町 真鶴町 (注8)	28	1(1)	生息域、規 模を管理	30頭	適正規 群れ縮小・ 維持	2	はこわな	天照山周辺
P1	湯河原町 (注8)	2	(1)	被害地の出 没減	—	—	—		—
ダム付 分裂	相模原市	19	7	除去 R1 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	12 (注3)	はこわな 麻醉銃 銃器	—
ダム付	相模原市 愛川町	14	—	生息域、規 模を管理	—	適正規 群れ縮小・ 維持	—		南山方面
川弟分 裂	相模原市 愛川町 清川村	74	0	生息域、規 模を管理	30頭	適正規 群れ縮小	20	はこわな 麻醉銃 銃器	金沢林道方 面 早戸川林道 方面
川弟	愛川町 清川村	67	0	生息域、規 模を管理	40頭	適正配置 群れ縮小	18	はこわな 銃器	法論堂林道 より北側、 仏果山方面
半原	厚木市 愛川町	31	1	生息域、規 模を管理	30頭	適正規 群れ縮小・ 維持	12 (注6)	はこわな	経ヶ岳より 北側
片原	厚木市 清川村	18	3	除去 R1 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	15 (注3)	はこわな 囲いわな 麻醉銃 銃器	—
鐘ヶ嶽	厚木市 清川村 伊勢原市	20	1	生息域、規 模を管理	20頭	適正規 群れ縮小・ 維持	3	はこわな 麻醉銃 銃器 ICTわな	鐘ヶ嶽～鳥 屋待沢(権 現沢)方面
鳶尾 (注7)	厚木市 愛川町	19	15(1)	除去 R1 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	3 (注3)	はこわな 囲いわな 麻醉銃 銃器	—
経ヶ岳	厚木市	27	13	除去 R1 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	14 (注3)	はこわな ICTわな 麻醉銃 銃器	—
煤ヶ谷	厚木市 伊勢原市	28	25	除去 R1 (注4)	0頭	適正配置 群れ除去	3 (注3)	はこわな ICTわな 麻醉銃 銃器	—
日向	厚木市 伊勢原市	35	2	生息域、規 模を管理	25頭	適正規 群れ縮小・ 維持	15	はこわな 麻醉銃 銃器 ICTわな	(長期)大山 北斜面 (中期)猪山 作業道 薬師林道

子易	伊勢原市	—	—	除去達成	—	適正配置 群れ除去	—	—	—
大山	伊勢原市 秦野市	14	10	除去 R 1 (注 4)	0 頭	適正配置 群れ除去	4 (注 3)	はこわな 麻醉銃 銃器 I C Tわな	—
丹沢湖	山北町	28	(1)	生息域、規 模を管理	30 頭	適正規 模群れ縮 小・維持	2	はこわな	大杉山方面
K 1	相模原市 (注 8)	79	【4】	生息域、規 模を管理	60 頭	適正規 模群れ縮 小	10	はこわな 麻醉銃 銃器	県境方面
K 2	相模原市	61	14	除去 R 3 (注 4)	0 頭	適正配置 群れ除去	30 (注 3)	はこわな 麻醉銃 銃器	小仏山地 (県境方 面)
K 3	相模原市 (注 8)	81	17 【2】	生息域、規 模を管理	50 頭	適正規 模群れ縮 小	13	はこわな 麻醉銃 銃器	鷹取山～県 境方面、澤 井(栃谷) ～県境方面
K 4	相模原市	47	2	生息域、規 模を管理	30 頭	適正規 模群れ縮 小・維持	16	はこわな 麻醉銃 銃器	和田峠、陣 馬山 (県境方 面)
川井野 (恩方)	相模原市	19 (注 6)	—	県境方面へ 追い上げ	—	適正規 模群れ縮 小	—		県境方面
合計		747	113(6) 【6】		375 頭		200		
加害個 体(ハナ レ含)捕 獲		—	2						

注 1) カウント頭数は平成 30 年度生息状況調査による確認頭数。

注 2) ( )は交通事故死数または自然死数で外数。【 】は上野原市の捕獲数で外数。

注 3) 上記の頭数の他、平成 30 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

注 4) 除去が完了する目標年度。

注 5) S 群が除去された後、その行動域に H 群が侵入しないよう降幡井、防護柵の維持管理を行う。

注 6) 半原群は 29 年度カウント頭数から平成 31 年 3 月末までの捕獲数等を差し引いた頭数を基にしたシミュレーションにより算出された頭数を令和元年度捕獲計画数としている。

注 7) 鳶尾群は平成 31 年 4 月に群れの除去により消滅。

注 8) 群れの行動域が他県(静岡県、山梨県)にまたがる。

注 9) 群れの行動域が東京都にまたがり、神奈川県側への出没は少ない。平成 31 年 3 月に神奈川県側を利用した際にカウントしたところ 19 頭が確認されたが、これが分派していたのか、群れの頭数が減少したのかは不明で注意が必要である。